○農林水産省告示第千二百七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年六月七日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　保安林の所在場所　秋田県仙北市西木町桧木内字山口三六四の一、三六四の二、三六四の五、三六四の七、三六五、三六六、三六七の一二から三六七の四三まで、三九九、四〇〇、四〇二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字山口三六四の一・三六四の二・三六四の五・三六五・三六六・三六七の一五から三六七の二一まで・三六七の三三から三六七の三七まで（以上十七筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県庁及び仙北市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年六月七日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　保安林の所在場所　滋賀県高島市朽木雲洞谷字西山一〇三七の一、一〇三七の二、一〇四一、一〇四一の一、一〇四二の一から一〇四二の三まで、一〇四二の五

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県庁及び高島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年六月七日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　保安林の所在場所　愛知県豊田市菅生町青木二の一、一七の一、一八の一、一九から二一まで、一九の一、二二の一、二三、二八、三二、三三の一、池平一、二の一、三の一、四の一、七、九、一〇の一から一〇の三まで、二九、入洞二八の一から二八の三まで、四一から四五まで、五五、五七の四、六〇から六二まで、七二の三から七二の五まで、七三、七五、七七、岩下四一、四二、菅生二五の二（次の図に示す部分に限る。）、五、四一の一、四一の二、堂ノ上一三、二四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び豊田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年六月七日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　保安林の所在場所　鹿児島県姶良郡湧水町川西字下合鹿倉三〇〇六の七

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び湧水町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年六月七日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　保安林の所在場所　静岡県島田市神座字方名平六六二から六六四まで、字平食六六六の一、六六六の二、六六七、六六八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字方名平六六二・字平食六六八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び島田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年六月七日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和六十二年一月二十九日農林水産省告示第九十五号

二　変更に係る指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法　変更しない。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年六月七日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和六十年四月二十五日農林水産省告示第五百六十六号

二　変更に係る指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法　変更しない。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び大川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年六月七日

農林水産大臣　**齋藤　健**